

介護・障害福祉分野就職支援金  
就職（内定・決定）証明書

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 会長 様

|              |                        |          |        |
|--------------|------------------------|----------|--------|
| 住所及び<br>電話番号 | 〒 -<br>携帯番号： 電話番号： ( ) |          |        |
| 氏名           |                        | 生年<br>月日 | 年 月 日生 |
| 研修修了（予定）日    | 年 月 日                  |          |        |

従事を開始したので、下記のとおり届け出ます。

|                 |                |               |
|-----------------|----------------|---------------|
| 業務<br>従事先<br>*1 | 所在地及び<br>電話番号  | 〒 -<br>電話 ( ) |
|                 | 事業所名           |               |
|                 | 事業所番号          |               |
|                 | 職種<br>(いずれかに○) | 介護職員 ・ 障害福祉職員 |
| 業務開始<br>(予定)日   | 年 月 日          |               |

上記のとおり就職（内定・決定）\*2 していることを証明いたします。

※申請時に修了証（写し）を提出できない場合は、修了後、1か月以内に提出してください。  
※内定の場合は、働き始めてから1か月以内に「業務従事開始届（様式第26号-再）」を提出してください。

令和 年 月 日

住 所

法人名（又は施設名）

代表者名（又は施設長名）

公  
印

|        |          |           |
|--------|----------|-----------|
| 作成者氏名： | 担当部署・役職： | 電話番号（直通）： |
|--------|----------|-----------|

\*1 業務従事先の要件、介護保険・障害福祉サービスを実施している事業所・施設は裏面を参照ください。

\*2 内定、または決定のいずれか該当するものに○をつけてください。

## ＜裏面＞

## \* 1 業務従事先

業務従事先の介護保険施設・障害福祉サービス、事業所について、下記表の中  
の(1)又は(2)の中から該当するものに○を付けて下さい。

| (1)介護分野就職支援金の対象となる介護保険施設・事業所     |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| ①(介護予防)訪問介護                      | ⑫看護小規模多機能型居宅介護       |
| ②夜間対応型訪問介護                       | ⑬(介護予防)認知症対応型共同生活介護  |
| ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護                | ⑭介護福祉施設サービス          |
| ④(介護予防)訪問入浴介護                    | ⑮地域密着型介護老人福祉施設サービス   |
| ⑤(介護予防)通所介護                      | ⑯(介護予防)短期入所生活介護      |
| ⑥地域密着型通所介護                       | ⑰介護老人保健施設サービス        |
| ⑦(介護予防)通所リハビリテーション               | ⑱(介護予防)短期入所療養介護(老健)  |
| ⑧(介護予防)特定施設入居者生活介護               | ⑲介護療養施設サービス          |
| ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護                | ⑳(介護予防)短期入所療養介護(病院等) |
| ⑩(介護予防)認知症対応型通所介護                | ㉑第1号訪問事業             |
| ⑪(介護予防)小規模多機能型居宅介護               | ㉒第1号通所事業             |
| (2)障害福祉分野就職支援金の対象となる障害福祉サービス、事業所 |                      |
| ①障害児通所支援事業を行う施設                  | ⑬下記の障害福祉サービス事業       |
| ②児童発達支援センター                      | ・居宅介護                |
| ③障害児入所施設                         | ・重度訪問介護              |
| ④知的障害児入所施設                       | ・同行援護                |
| ⑤知的障害児通園施設                       | ・行動援護                |
| ⑥盲ろうあ児施設                         | ・療養介護                |
| ⑦肢体不自由児施設                        | ・生活介護                |
| ⑧重症心身障害児施設                       | ・短期入所                |
| ⑨身体障害者更生援護施設                     | ・重度障害者包括支援           |
| ⑩地域活動支援センターを行う事業所                | ・就労継続支援              |
| ⑪障害者支援施設                         | ・共同生活援助              |
| ⑫児童デイサービスを行っている事業所               |                      |

## 【注意事項】

※雇用形態(常勤・非常勤等)や1日の勤務時間は問いません。

※対象となる職種は利用者に対して直接サービスを提供する者(介護職員、訪問介護員、  
 介護従事者、生活支援員 等)に限ることとし、下記のような方は対象外となります。

・施設長    ・管理者    ・サービス提供責任者    ・介護支援専門員    ・社会福祉士  
 ・生活相談員    ・看護師    ・理学(作業)療法士    ・事務員    ・調理員    ・運転手 等